

山梨県精神保健福祉士協会規約

平成13年11月20日施行

平成21年 5月15日改正

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は、山梨県精神保健福祉士協会とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長の所属する機関内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、精神保健福祉分野のソーシャルワーカーの価値、知識、技術に則した専門職としての資質の向上に努めるとともに、会員相互の交流、関係団体との連携及び市民、当事者等と協力し、精神障害者の社会的復権と福祉、さらに、社会的活動を通して、本県における精神保健福祉の充実、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 精神保健福祉の援助を要する人々の生活支援および権利擁護に関すること
- (2) 精神保健福祉士の資質の向上に関する事業
- (3) 機関誌およびその他の情報提供に関する事業
- (4) 県民に対する精神保健福祉知識の普及啓発に関する事業
- (5) 精神保健福祉に関する調査・研究
- (6) 社団法人日本精神保健福祉士協会山梨県支部への協力および必要な事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員および会費

(会員)

第5条 本会の会員は、山梨県内に居住または勤務し、本会の目的に賛同する者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 日本精神保健福祉士協会会員
- (2) 精神保健福祉士の登録を受けた者
- (3) 精神保健福祉業務に従事するソーシャルワーカー
- (4) その他本会が認めた者

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の申込用紙により申し込むものとし、理事会の承

認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は、年4,000円とする。

2 日本精神保健福祉士協会の構成員（別に定める要件を満たした者）については支部活動協力費にあたる金額を本会会費より割り引く。

3 既納された会費については返金しない。

(退会)

第8条 次の各号に該当する場合は、理事会の承認を得て退会とする。

(1) 退会の申し出があったとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名（うち1名は事務局長を兼務する）

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする

(1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を組織して、総会の議決に基づいて会務の執行をする。

(4) 監事は、会務を監査する。

(役員を選出)

第11条 理事および監事は、会員の中から総会において選出し、会長・副会長は理事の中から互選する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補助により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、仕事が終わっても総会において新しい役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第13条 本会に会長の委嘱により顧問をおくことができる。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は総会および理事会とする。

(総会)

第15条 総会は毎年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めるときまたは会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を開催しなければならない。

2 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは、議長により決定する。

(議決事項)

第16条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 事業計画および予算の承認
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。理事会は、理事の過半数で成立し、議事は、出席者の3分の2以上で決定する。

第18条 理事会においては、次の事項を議決する。

- (1) 総会に議案を提出すべき事項
- (2) 総会の議決した事項に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第6章 会計

(会計)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計は、次のものから構成する。

- (1) 会員会費
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業および資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第20条 本規約は、総会において出席会員の過半数の同意を得て、これを変更することができる。

(解散)

第21条 本会は総会において出席会員の4分の3以上の同意がある場合に解散する。

2 本会を解散するときの残余資産は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ他の団体に寄与するものとする。

附則

本規約は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する